平成２４年（フ）第１５号
長崎県松浦市調川町下免57番地、住民票上の住所佐賀県伊万里市立花町950番地１
債務者　川越　信也
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第６２５号
東京都江東区亀戸６丁目28―５―４Ｆ
債務者　尾崎　昭道
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７４６号
東京都世田谷区野沢２丁目１―９
債務者　佐久間ゆかり
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７６３号
東京都葛飾区鎌倉３丁目48―３
債務者　下倉　健治
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８３３号
東京都練馬区旭町２丁目30―20―Ｅ―208
債務者　大滝　達也
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１６１号
東京都千代田区神田小川町３丁目11―２―613
債務者　硯谷　哲夫
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２９８号
東京都葛飾区東水元１丁目５―８―201
債務者　船木美香子
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５７号
東京都調布市飛田給２丁目26番地８グリーンコーポ堀野207
債務者　清水　里恵
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１２号
神奈川県藤沢市本鵠沼３丁目12番10号
債務者　三瓶　郁子
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６号
愛知県豊橋市下地町字野箱94番地の10
債務者　タカハシ　スージー　アルメイダ　ヤマモト
１　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４１号
愛知県豊川市西桜木町２丁目43番地の４　西桜木住宅２棟306号
債務者　小原洋子こと　オバラ　ヨーコ　フルカワ
１　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１９９号
大阪府八尾市西山本町６丁目６番15号　301号
債務者　川村　英範
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１９号
大阪市淀川区新高５丁目14番13号　花菱荘51号
債務者　永井　博俊
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７号
川崎市多摩区生田８丁目20番７号　Ｔハウス102
債務者　鈴木　正祐
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４０９号
東京都江戸川区西葛西８丁目20―12―307
債務者　佐藤　純子
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部